

株式会社 ハートケアサービス
リハビリ特化型デイサービス あゆみ
共生型生活介護 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社 ハートケアサービス（以下「事業者」という。）が開設するリハビリ特化型デイサービス あゆみ（以下「事業所」という。）が行う共生型生活介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び介護職員、機能訓練指導員、看護職員（以下「従業者」という。）が、障害のある者（以下「利用者」という。）に対し、適正な生活介護事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

従業者は、共生型介護の提供に当たり、個別支援計画に基づき、利用者1人ひとりの心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び、心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他必要な援助、助言を行う。

2 共生型生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

3 事業所は、自らその提供する共生型生活介護の質の評価を行うとともに、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと密接な連携を図り、常にその改善を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名称 リハビリ特化型デイサービス あゆみ
- 二 所在地 青森県青森市本町3丁目4番11号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。必置職員については法令の定めるところによる。

1. 管理者 1名以上
従業者及び業務の管理
2. 生活相談員 1名以上
相談助言やサービス等利用計画の作成等

3. 看護職員 1名以上

利用者の看護・健康管理

4. 機能訓練指導員 1名以上

個別支援計画の作成、運動器機能向上及び機能訓練の指導や助言

5. 介護職員 1名以上

通所者の日常生活のお世話、アクティビティ業務等

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日

月曜日から土曜日、祝日とする。ただし、12月30日～1月3日までを除く。

2. 営業時間

8時30分～17時30分とする。ただし、土曜日は午前のみ(8時30分～13時00分)の営業となる。

3. サービス提供時間

1単位目 9時00分～12時15分(3時間15分)とする。

2単位目 13時30分～16時45分(3時間15分)とする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、1単位につき15名とする。

(共生型生活介護の内容)

第7条 通所介護の内容は、次のとおりとする。

1. 個別支援計画の作成

2. 生活指導、相談援助

3. 健康チェック

4. 送迎サービス

5. 運動器機能向上

(共生型生活介護の利用料等及び支払の方法)

第8条 共生型生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定生活介護が法定代理受領サービスで介護給付費等の支援を受けた場合は利用者に対し、その額を通知する。

2 当事業所の利用者等は、重要事項説明書の定める期日までに、利用料等を現金または、金融機関口座振替等により納付するものとする。

3 当事業所の利用料は、次のとおりとする。(法定代理受領サービスの場合)

料金の種類	障がい支援区分	金額
共生型生活介護サービス費	区分2以下	185単位
	区分3	204単位
	区分4	228単位
	区分5	333単位
	区分6	449単位
常勤看護職員等配置加算(Ⅰ)		28単位
送迎加算(Ⅱ)		片道につき10円/回
福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		基本単位及び加算の総額×6.7%

※送迎加算(Ⅱ)について送迎回数により変動します。

4 その他、下記の費用を徴収する。

②その他の費用

料金の種類	金額
おむつ代 ※基本的に利用者用意だが、必要時に提供します。	おむつタイプ 120円/枚
	リハビリパンツ 150円/枚
	尿とりパッド 30円/枚

5 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払に関する同意を得る。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施区域は、青森市の全域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者は共生型生活介護の提供を受ける際に、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意するものとする。

2 利用者は、事業所内で次の行為をしてはならない。

一 喧嘩、口論、泥酔、喫煙等、他人に迷惑をかけること。

- 二 利用者同士の金銭、物品のやり取りを行うこと。
- 三 許可なく飲食物の持ち込みをし、摂取すること。
- 四 営利行為、宗教の勧誘及び特定の政治活動を行うこと。
- 五 その他、この規程の定めに反すること。

(緊急時等における対応方法)

第 11 条 従業者は、共生型生活介護実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第 12 条 事業所は、非常災害対策に備えて消防計画、風水害、地震等に対処する具体的計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを従業者へ周知するとともに、年 1 回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(共生型生活介護の利用契約)

第 13 条 事業者は、共生型生活介護の提供の開始にあたり、利用者及びその家族、身元引受人等に対し生活介護サービス利用契約書の内容に関する説明を行った上で、利用者又はその家族等と利用契約を締結するものとする。ただし緊急を要すると管理者が認める場合にあっては、利用契約の締結はサービスの開始後でも差し支えないものとする。

(衛生管理及び共生型生活介護従業者等の健康管理等)

第 14 条 事業所は、共生型生活介護に使用する使用備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 事業所は、従業者に感染症等に関する基礎知識の習得に努めさせるものとする。

(個人情報の保護)

第 15 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努める。

(秘密保持等)

第 16 条 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。従業者でなくなった場合も同様とする。

2 事業者は、従業者であった者に、従業者である間及び従業者でなくなった後において、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるため、あらかじめその事項を就業規則に盛り込むものとする。

(個別支援計画の作成等)

第 17 条 事業所は、個別支援計画書及びサービス等利用計画書がたてられている場合はその計画に基づいて、利用者の心身機能の状態に応じた個別支援計画を作成し、利用者、または家族に説明し同意を得る。

2 事業所は、個別支援計画に記載されたサービスを実施し、継続的なサービスの管理、評価を行うものとする。

(苦情処理)

第 18 条 管理者は、提供した共生型生活介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第 19 条 事業所は、利用者に対する共生型生活介護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、地域包括支援センター及び相談支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

(損害賠償)

第 20 条 事業者は、利用者に対する共生型生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。このため、東京海上日動火災保険株式会社と損害賠償保険契約を締結するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第 21 条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後 3 か月以内
 - 二 継続研修 年 1 回
- 2 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、サービス決定調書、利用者負担金収納帳、その他必要な帳簿を整備するものとし、その完結の日から 2 年間保存するものとする。
- 3 事業所は、共生型生活介護サービス費の請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

(身体拘束廃止の取組み)

第 22 条 利用者又は、他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合
(①迫性②非代替性③一時性かつそれらの要件の確認等が極めて慎重に実施されているケースに限られる) についてのみ身体拘束を行うことがある。

2 身体拘束が必要な場合は、利用者又は家族に説明をし、同意を受けなければならない。

3 その容態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第23条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - 二 利用者及びその家族からの苦情処理体制の設備
 - 三 その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

附則

この規程は、令和3年5月1日より施行する。

令和3年6月22日より一部改正

令和3年9月1日より一部改正

令和3年9月23日より一部改正

令和4年4月1日より一部改正

令和4年6月1日より一部改正

令和4年9月1日より一部改正

令和5年4月1日より一部改正

令和6年4月1日より一部改正